

○九州地方整備局告示第五十七号

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額を定める告示を次のとおり定める。

令和二年六月十五日

九州地方整備局長 村山 一弥

長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額を定める告示

長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該促進区域内海域の占用又は土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課される消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、消費税（昭和六十三年法律第八号）第六条第一項の規定により非課税とされるものである場合においては、別表により算出した額とする。

別表

一 占用料

| 占 用 区 分 | | | | 単 位 | | 金 額 | | | | | |
|---|--|---------|--|------------------|--|-----|--|---------------------------|--|--------|--|
| 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（チェーン、ワイヤー等及びケーブルを除く。） 漁業用施設 チェーン、ワイヤー等 | | | | 占有面積一平方メートルにつき一年 | | 百円 | | | | | |
| | | | | | | | | 外径が〇・〇七メートル未満のもの | | 二十円 | |
| | | | | | | | | 外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの | | 十七円五十銭 | |
| | | | | | | | | 外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの | | 十二円 | |
| | | | | | | | | 外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの | | 十七円 | |
| 外径が〇・二メートル以上〇・二五メートル未満のもの | | 二十五円五十銭 | | | | | | | | | |

| 備考 | ケーブル | | | | | |
|--------------|---|---------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|
| | <p>1 占用面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこの面積若しくは長さは一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを一平方メートル若しくは一メートルとして計算するものとする。</p> | 外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの | 外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの | 外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの | 外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの | 外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの |
| 長さ一メートルにつき一年 | | | | | | |
| 三十四円 | | 五十円 | 七十円 | 百二十円 | 百七十円 | 三百四十円 |

2 占用料の額が年額で定められている占用区分に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

3 占用料の額が百円未満であるとき、又は百円未満の端数があるときは、その全額又はその端数の額を百円として計算するものとする。

二 土砂採取料

| 採取物区分 | 単位 | 金額 |
|-------------------|------------|-------|
| 土砂 | 一立方メートルにつき | 九十四円 |
| 砂利 | | 百三十九円 |
| 栗石（径十センチメートル以内） | 一立方メートルにつき | 百三十一円 |
| 玉石（径十五センチメートル以内） | | 七十円 |
| 野面石（径三十センチメートル以内） | | 六十円 |
| 割石（径五十センチメートル以内） | | 六十円 |
| 転石（径五十センチメートル以上） | | 八十二円 |
| 備考 | 一個につき | |
| | | |

採取容積が一立方メートル未満であるとき、又はこの容積に一立方メートル未満の端数がある

るときは、その全容積又はその端数の容積を一立方メートルとして計算するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。